

業務指示書

ミャンマー国貧困削減小規模インフラ情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月21日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月26日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則 (平成15年細則(調)第8号) 第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人 (補強を含む。) となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」 (平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」 (平成20年規程(調)第42号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日 (プロポーザル等の提出締切日) に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日 (プロポーザル等の提出締切日) の翌日以降から、契約相手確定日 (契約交渉順位決定日) までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日 (契約交渉順位決定日) の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日 (プロポーザル等の提出締切日) 以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(外国法人は登記簿写を提出してください。)

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1）共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2）共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（ ）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（○）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2）複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3）資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4）評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5）補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6）通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注）外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：小規模インフラ資金協力案件形成

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／農村道路・橋梁1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農村道路・橋梁
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 小規模灌漑1】

- 1) 類似業務の経験：小規模灌漑
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 村落給水1】

- 1) 類似業務の経験：村落給水
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月3日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.08547 円, US\$1 = 102.129 円, EUR1 = 114.257 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (http://jica.webex.com)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括／農村道路・橋梁 1
- 小規模灌漑 1
- 村落給水 1

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.46 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月18日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ミャンマー国貧困削減小規模インフラ情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/農村道路・橋梁 1	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 小規模灌漑 1	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 村落給水 1	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ミャンマーでは国民の約60%が農業分野に従事し（FAO）、農林水産業のGDPに占める割合は、29.8%である（2014/15年、ミャンマー国家計画経済開発省）。農業が主要産業である地方部の貧困率は29%と、都市部の15%（UNDP、2009年～2010年）より高い。地域別の地方部貧困率では、チン州の貧困率が最も高く（80.0%）、次いでラカイン州（49.1%）、シャン州（39.2%）、タニンダーリ地域（37.5%）、エーヤワディー地域（33.9%）である（2010年、UNDP）。全国平均の地方部貧困率は29%であるため、上記地域は特に貧困率の高い地域・州といえる。

貧困率の高さの原因の一つとして、地方部におけるインフラ整備の遅れが挙げられる。特に、道路・橋梁等の整備の遅れにより、収穫後の農産物は生鮮品として域内を中心とした販売に限られるなど、経済活動の阻害となっている。ミャンマー政府が2014年に実施した国勢調査等の結果によると、地方部の給水率は全国平均9%と比較して6.2%となっており安全な水の供給も不十分である。

地方部貧困層の多くが農業に従事していることから貧困削減のためには農業開発が重要であると同時に、地域の特性に応じて農外所得の役割も大きい。農業に適した地域については灌漑施設の改修や機械化等による農業生産性向上、さらには農業生産の増加に伴う加工業等の農業関連産業の進出、農業労働や加工場での雇用の創出が求められる。一方、条件不利地域については、農村道路の舗装化等による地方都市へのアクセス改善による農村部での経済活動の活性化（例えば手工業等）・都市部での就労機会向上等が求められる。

2016年7月に発表された経済政策では、ビジョンとして国民の融和を掲げており地域間のバランスのとれた発展が求められている。そのため、本調査では貧困率の高い地域を主な対象地域として、小規模灌漑・農業機械による農業生産性や農業所得の向上、又は農村道路・橋梁の改修等による経済活動の活性化・農外所得の向上を行う各地域の状況を踏まえたアプローチを選択していく必要がある。また、衛生状態改善の観点で給水事業も重要である。

以上の背景を踏まえ、本調査では、ミャンマー国内の特に貧困率の高い地域において、農業開発のための小規模灌漑、農業機械化、また、農村開発のための農村道路・橋梁、村落給水の整備に係る資金協力の支援ニーズの情報収集・確認を行う。

2. プロジェクトの概要

- (1) プロジェクト目標 : ミャンマーの貧困率の高い地域において貧困が削減されるまたは貧困層の厚生が向上する。
- (2) 期待される成果 : ミャンマーの貧困率の高い地域において貧困層への裨益を目的とした資金協力の支援ニーズ等に係る基礎的な情報が収集・確認される。
- (3) 対象地域 : チン州、シャン州（北部を除く）、タニンダーリ地域、エーヤワディー地域（いずれも、国境付近を除く）（*）

(*) 地方部貧困率が全国平均 29%より高い6地域・州（チン州、ラカイン州、シャン州、タニンダーリ地域、エーヤワディ地域、マンダレー地域）から、治安の比較的悪いラカイン州、シャン州北部及び既に貧困削減案件を実施しているマンダレー地域を除く。

(4) 関係官庁・機関

農業畜産灌漑省①地方開発局（給水、道路・橋梁）、②灌漑・水資源利用局（灌漑）、③農業機械化局（機械）

(5) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- 1) 無償資金協力「平成 25 年度貧困農民支援 (2KR)」(2014 年)
- 2) 無償資金協力「カチン州及びチン州道路建設機材整備計画」(2015 年 10 月)
- 3) 無償資金協力「中央乾燥地村落給水計画」(2012 年 2 月)
- 4) 無償資金協力「第二次中央乾燥地村落給水計画」(2015 年 9 月)
- 5) 有償資金協力「貧困削減地方開発事業 (フェーズ 1)」(2013 年 6 月)
- 6) 有償資金協力「貧困削減地方開発事業 (フェーズ 2)」(協力準備調査中)

3. 業務の目的

農業・農村開発セクターにおける貧困層への裨益を目的とした資金協力の支援ニーズ確認のため、支援ニーズの整理、必要とされる支援の目的及び内容等について確認し、支援の大枠（事業規模等）を検討するとともに、支援の実施に必要な相手国側分担事業の内容や、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを確認する。

4. 業務の範囲

本業務は、ミャンマー国の貧困層への裨益を目的とした農業・農村開発セクターの取り組みとして、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がミャンマー側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査のアウトプット

本調査の目的は貧困地域における貧困層を対象とした資金協力支援ニーズの確認である。本調査では、無償資金協力については、「施設・機材等調達方式」（含む、現地企業活用型）または「財政支援方式」を念頭にニーズを確認する。また、調査の結果有償資金協力とすべき支援ニーズについても必要に応じて整理する。支援ニーズは一案件に限らず、必要に応じて複数案件のニーズ確認を行う。

調査を通じて特定した対象地毎に、農道、灌漑、機械、給水の各コンポーネントを組み合わせた貧困削減に資する支援ニーズの確認を基本とするが、例えばチン州のように灌漑や農業機械化のポテンシャルが小さい地域については、農道、給水な

どに絞った支援の検討も可とする。

ただし、実施体制の複雑化は調整コスト増につながるため、事業管理面の現実性に留意する。

(2) 対象地域

対象地域は、治安が比較的安定しており、かつ貧困率の高い州・地域とする。貧困層への裨益がプロジェクトの主目的であることから、各地域の中でも可能な限り貧困度の高い地域でのニーズ調査を行う。ただし、維持管理能力等とトレードオフとなる可能性があるため、最終的なニーズの確認は貧困度のみではなく総合的観点で検討する。

(3) 相手国関係者の過度な期待回避

ミャンマー政府関係者、特に地方政府の関係者との協議に当たっては、本調査が資金協力案件の準備調査ではなく、支援ニーズ確認のための調査であり、調査の実施がプロジェクトの実施を確約するものではないことを伝え、関係者の期待感を必要以上に抱かせないように留意する。

(4) 無償と借款の役割分担

小規模灌漑については、セクターローンも念頭に置き、無償資金協力で支援すべき小規模灌漑地域と、借款で対象としうる小規模灌漑地域の特徴の違いを整理した上で無償資金協力と有償資金協力のニーズ確認を行う。

(5) 電力セクターの扱い

地方部の経済活性化のために電力供給の改善は重要ではあるものの、想定されるオフグリッドの電源開発について、現時点においてミャンマー国の法制度や実施体制、維持管理能力等から資金協力による支援の実現可能性が低いと考えられるため、電力セクターは対象外とする。

(6) 既往案件のレビュー

本調査では、過去の農業機械化の無償資金協力案件（2KR）や村落給水の無償資金協力案件（中央乾燥地）等の過去の協力の現状をレビューし、教訓を確認する。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料（農村開発セクターにおける貧困地域開発にかかる国家計画、中央政策の施策、地方政府の施策、関連統計資料、既存文献等）の分析・検討を行い、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国資金協力制度等）を先方政府関係者に説明

し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

1) 貧困率の高い地域内における貧困簡易プロフィール調査

調査対象地域の中でも特に貧困の深刻な地域について確認する。当該地域における住民の生活・生計について二次資料やヒアリングに基づく簡易プロフィールを作成する（農村調査は不要）。その上で、農村道路・橋梁、小規模灌漑、農業機械、村落給水という支援メニューにより貧困層へ裨益効果の高い地域を絞り込み、地域別に支援メニューの仮説を立てる。

2) 対象地域における農業・農村開発インフラ（農村道路・橋梁、小規模灌漑、農業機械化、村落給水）の概況を確認の上、支援ニーズについて優先順位をつけたプロフィールを作成する。その際、可能な限り定量的なデータ収集に努める。

3) 既存の農村道路・橋梁、小規模灌漑、農業機械化、村落給水の現状調査

上記2)により候補として絞り込まれた地域・インフラ事業（小規模灌漑、農業機械化、農村道路・橋梁、村落給水）について、インフラの現況（活用状況、当初建設時の予算・設計・実施体制等、維持管理体制、年間予算等を含む運営状況等）を調査する。

4) 候補案件の確認

上記3)を踏まえ、資金協力ニーズの高いインフラ事業について確認の上、先方との協議を通じ、その背景、目的、内容、先方実施体制（組織・予算等）、各コンポーネントの優先順位を確認する。

5) 過去の類似無償資金協力事業の現状をレビューするために実地調査を行う。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

農業畜産灌漑省①地方開発局（給水、道路）、②灌漑・水資源利用局（灌漑）、③農業機械化局（機械）及び、対象となる地方州の担当部局について、その組織・人員体制、財政・予算、技術水準等の実施体制を確認する。

(5) サイト状況調査

上記(3)－4)で特定した案件のサイト踏査を行い、現場の状況を把握するとともに、設計、施工計画、積算等について支援実施上の留意事項を確認する。

(6) 支援ニーズの詳細確認

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、支援ニーズの詳細確認を行う。詳細確認事項最低限以下の項目を含める。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等について資金協力のスキームで対応可能か否かの確認を行う。

2) 基本計画（工事・施設・機材等の基本的仕様）

上記を踏まえ、事業内容を検討する。

① 農村道路・橋梁…円借款「貧困削減地方開発事業（フェーズ1）（フェーズ2）」では、地方都市間を結ぶ地方幹線道路の改修を対象としているが、

本調査においては、農村と地方幹線道路を結ぶアクセス道路の改修等を対象として支援ニーズを確認する。また、事業効果との兼ね合いに留意しつつ、極力土砂崩れ等自然災害による損傷等のリスクの少ない路線を検討する。

- ② 小規模灌漑…既存の小規模灌漑施設の改修または新設について、ニーズを確認する。小規模灌漑については灌漑・水資源管理局の管理対象外であるものも含めて確認する。地方政府や地域住民による建設・維持管理を想定する場合は、維持管理の持続性に配慮した実現性ある実施体制、維持管理体制を念頭に置く。
- ③ 農業機械化…農業機械化局の農業機械化ステーション（Agriculture Mechanization Station: AMS）による農家への農業機械レンタルサービスについて、貧困率の高い地域の貧困層に裨益するサービスの強化の可能性を確認する。
- ④ 村落給水…円借款「貧困削減地方開発事業（フェーズ1）（フェーズ2）」では地方拠点都市の給水改善を対象としているが、本調査においては村落の給水改善を対象とする。なお、無償「中央乾燥地村落給水計画」「第二次中央乾燥地村落給水計画」では村落給水を対象としているが、本調査とは対象地域が異なる。

3) 施工・調達計画

民間建設業者への委託により工事を実施すべき部分と、政府による直営工事として機材供与を行うべき部分を区分け整理して施工・調達計画を検討する。

4) ソフトコンポーネント計画

プロジェクト実施における運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性を検討する。

(7) 相手国の対応すべき事項の整理

ODA 支援ニーズの実現に当たり、ミャンマー政府が対応すべき事項を整理して JICA に確認の上、ミャンマー政府と協議する。

(8) プロジェクトの維持管理計画

- ① 農村道路・橋梁…農村道路・橋梁の支援ニーズについては、雨季の路面の悪化、土砂崩れ等自然災害等に対して、特に先方政府の技術・予算で改修可能か確認する。
- ② 小規模灌漑…小規模灌漑については中央政府による維持管理対象外の施設等が存在する可能性があることから、現状の維持管理の仕組みを地域別に確認の上、資金協力の実施に見合う維持管理体制・予算等の確立が見込まれるか確認する。
- ③ 農業機械化…農業機械化については、農業機械化局の要員配置等と関連するため、農業機械化局本省の全体構想を確認の上、プロジェクト対象地の維持管理体制を確認する。
- ④ 村落給水…村落給水については、現地の維持管理主体の予算・技術で対応可能か確認する。

(9) 環境社会配慮

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)(以下「ガイドライン」)及びミャンマー政府の環境社会配慮関連法令を踏まえ、ODA支援ニーズの高い事業についてIEEやEIAの要否を確認し、カテゴリ分類案を提案の上、その根拠について情報を整理する。サブプロジェクト毎に想定される用地取得面積、物理的住民移転、保護区の有無、自然生態系への影響について整理する(協力準備調査開始前の時点で求められる範囲で)。

(10) プロジェクトの事業費

一定の仮定に基づき、支援ニーズの高いプロジェクトの概算事業費を確認する(ミャンマー側の資料を確認の上、例えば農村道路について、一キロメートル当たりの単価を設定の上、道路距離をかけて事業費を概算するなどして確認する)。

(11) 留意事項

支援ニーズの高いプロジェクトの円滑な実施に資すると考えられる留意事項を整理する(例えば小規模灌漑について、計画段階から農家が参画する機会を作ること等)。

(12) 支援ニーズの高いプロジェクトの評価

支援ニーズの高いプロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については指標項目を検討する(ベースライン値、目標値の設定は不要)。

(13) 情報収集・確認調査報告書(案)の作成

上記調査結果を情報収集・確認調査報告書(案)として取り纏め、その内容についてJICA、その他関係者と協議する。

(14) 情報収集・確認調査報告書等の作成

ミャンマー政府関係者等への情報収集・確認調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 情報収集・確認調査報告書
- 2) デジタル画像集
- 3) プロジェクト候補地図(デジタル画像集の画像撮影位置の分かるもの)

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(7)を成果品とする。

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 業務計画書 | : 和文3部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文20部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文8部 |
| (4) 情報収集・確認調査報告書(案) | : 英文20部 |

- (5) 情報収集・確認調査報告書 : 英文(製本版) 20部及びCD-R 1枚
- (6) デジタル画像集 : CD-R 2枚(デジタル画像40枚程度)
- (7) プロジェクト候補地図 : CD-R 2枚(上記デジタル画像集に含む)

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2016年10月下旬より2016年12月上旬まで現地調査を実施することを想定する。2016年12月上旬までに現地調査結果概要を、2017年1月下旬までに情報収集・確認調査報告書を提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約11.87M/M（通訳除く）

(2) 業務従事者構成（案）

- 1) 総括／農村道路・橋梁1（2号）
- 2) 村落給水1（3号）
- 3) 農業機械1
- 4) 小規模灌漑1（3号）
- 5) 農村道路・橋梁2
- 6) 村落給水2
- 7) 農業機械2
- 8) 小規模灌漑2

注) 業務従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

(4) 通訳

本調査には通訳（ミャンマー語）を必ず配置すること。ただし、経費は直接費のみとする。

また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 参考資料

【公開資料】

- 1) 平成25年度貧困農民支援（2KR）準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12182234.pdf>
- 2) カチン州及びチン州道路建設機材整備計画準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023639.html>
- 3) 中央乾燥地村落給水計画準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255660.html>
- 4) 第二次中央乾燥地村落給水計画準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024658.html>

4. JICA 等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

JICA 等からの参加団員は想定しない。

5. 現地再委託

本調査では現地再委託を想定していないが、必要に応じてプロポーザルで現地再委託を提案する。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。現地再委託を行う場合には、プロポーザルで現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録してください。

(2) 不正腐敗対策

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上

